

第2次銚田市DX推進計画策定支援業務委託 事業者選定評価要領

1 目的

本要領は、「第2次銚田市DX推進計画策定支援業務委託」について、本市が優先交渉権者を選定するにあたり、その評価基準等に関する必要な事項を定める。

2 審査・評価の実施主体

本業務の審査・評価は、本市が定める審査会によって行う。

3 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

参加事業者から期限までに適正に提出された提案が3社を超える場合、提出書類について評価表（別紙）による書類審査を行い、上位3社を選考する。

なお、一次審査の評価については、別紙「第2次銚田市DX推進計画策定支援業務委託 プロポーザル審査会設置要領」（以下、「審査会設置要領」という。）に定める事務局において行うものとする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査で選考された参加事業者を対象としたプレゼンテーション・ヒアリング等を実施し、優先交渉権者を選定する。

優先交渉権者の選定にあたっては、評価表（別紙）に基づき、別紙「審査会設置要領」に定める委員が評価を行うものとし、参加事業者の提出した企画提案書等について「極めて優秀」「優秀」「普通」「やや劣」「劣」の5段階で評価を行う。

各参加事業者に対し、委員1人あたりの基本点の合計を100点満点として評価する。なお、各評価項目において記載・説明のないものについては、「0点」とする。

【提出書類】

(1) 参加表明書等

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②会社概要書（様式第2号）
- ③業務実績調書（様式第3号）
- ④業務実施体制調書（様式第4号）

(2) 企画提案書等

- ①企画提案提出書（様式第5号）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③参考見積書（任意様式）

4 総得点算出及び業者決定

各委員の評価点の合計を参加事業者ごとに単純集計し、その合計点により、獲得点数の最も高い者を優先交渉権者とする。

なお、合計点が最も高かった者が複数あった場合は、見積書の金額が安価な者を優先交渉権者とする。

5 失格となる場合

実施要領「12 失格事項」に記載のいずれかの事項に該当した場合。

別 紙

第2次銚田市DX推進計画策定支援業務委託公募型プロポーザルに係る評価表

評価項目	評価基準	評価点
計画策定にあたっての基本的な考え方	本市の人口動態や産業構造、現行計画における課題等が整理された提案となっているか。	10
	本市のDX推進に向けた独自性のある計画策定のコンセプトになっているか。	10
基礎調査の手法	既存の取り組み内容や課題整理など計画の土台となる基礎調査の手法が提案されているか。	15
策定支援の手法	社会潮流や国の動向及び本市の現状を踏まえた計画内容の提案となっているか。	15
	計画推進や進捗管理の具体的手法の有効性はどうか。	20
業務実施体制	参加事業者の特徴や強み、本業務への効果が示されているか。	10
	本業務への実施体制及び策定スケジュール案は適切な内容となっているか。	10
業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績と考え方を有しているか。	5
見積価格	提案内容に対し、見積価格（コスト）が適正であるか。	5
合計		100